

## 令和8年度「京都やましろグルメライター」活動のルール

## 1. 活動期間

令和8年9月～翌1月

## 2. 活動内容

京都府山城地域内のグルメについて、1ヶ月につき2店舗以上、近隣の観光スポットと合わせてあなたのInstagramアカウントにおいて、リール動画を載せて随時投稿してください。

## 3. グルメの選定について

- ・「京やましろ食～京やましろ産食材提供店～」のグルメを選んでください。
- ・グルメの種類はランチ、ディナー、スイーツ、お弁当等問いません。
- ・京都府山城地域のなかから、事務局があなたの担当エリアを割り振ります。

## 4. 投稿のルールについて

- (1)記事の投稿は、あなた自身が管理するInstagramの公開アカウントで行ってください。
- (2)投稿する情報(動画やテキスト等)については、必ずあなたが撮影・執筆してください。
- (3)お茶の京都DMO(@kyototeacountry)とのタイアップ投稿をしてください。
- (4)投稿には、必ずリール動画を掲載してください。(30秒～90秒程度)
- (5)テキストには、①店名、観光スポット名 ②感想 ③商品名 ④住所 ⑤URL ⑥商品価格 ⑦指定のハッシュタグ(別途指示)を記載してください。
- (6)リール動画にも「2026 京都やましろグルメライターPR事業」と全編に掲載してください。
- (7)事業目的に沿うように、自信を持ってお薦めできるグルメ情報を発信してください。
- (8)写真・撮影前に、店舗側及び観光スポット管理者に撮影・投稿の了承を得た上で行ってください。
- (9)投稿された記事については、(一社)京都山城地域振興社(お茶の京都DMO)が、自身の管理するSNSアカウントにて、共有(リポスト)しますが、「5 禁止事項」に該当する内容については、例外とします。共有した内容を記事としてカウントし、謝金をお支払いします。
- (10)投稿から1年間、投稿記事を削除しないでください。

## 5. 禁止事項

「京都やましろグルメライター」としての自覚を持った投稿をこころがけてください。

- (1)法律、法令に違反する内容、または違反するおそれがある内容
- (2)特定の個人・団体等を誹謗中傷する内容
- (3)政治、宗教活動を目的とする内容
- (4)著作権、商標権、肖像権等、第三者の知的所有権を侵害する内容
- (5)人種・思想・信条等の差別または差別を助長させる内容
- (6)公の秩序または善良な風俗に反する内容
- (7)虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させる内容
- (8)本人の承諾なく個人情報等を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害する内容
- (9)その他、京都府山城地域のPRに不相当と思われる内容

## 6. 免責事項

いかなる場合においても、(一社)京都山城地域振興社(お茶の京都DMO)は、投稿内容について、京都やましろグルメライター及び第三者が被った損害について一切の責任を負いません。

## 7. 著作権について

- ・投稿記事、掲載写真等の記事内容について、著作権は本人に帰属しますが、(一社)京都山城地域振興社(お茶の京都DMO)、京都府内自治体、観光協会等の観光団体が地域の魅力PR目的のために、パンフレットやWEBページ等の媒体で使用することを許諾してください。

## 8. 活動全般について

- ・「活動のルール」に違反する旨、事務局から指摘があった場合は、事務局の指示に従い、直ちに投稿内容や活動姿勢等を改めてください。万が一事務局の指示に応じない場合は、グルメライターの認定を取消することがあります。また、謝金支払後に、1年以内に投稿記事を削除するなど「活動のルール」に違反する行為があった場合、事務局からの指示に応じて謝金を返還いただきます。
- ・効果測定のため、活動終了後にはアンケートにご協力ください。

以上